

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	東アジア交流ハウス雨森芳洲庵
---------	----------------

申請者	所在地	長浜市高月町雨森1193番地
	団体名	雨森自治会
	代表者氏名	雨森自治会長 田中英昭

指定管理料提案額	令和5年度： 5,192,000円 令和6年度： 5,192,000円 令和7年度： 5,192,000円 令和8年度： 5,192,000円 令和9年度： 5,192,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令の遵守</li> <li>・市の考え方に合わせた業務の遂行</li> <li>・国際感覚の醸成、国際交流、文化・教養の向上</li> </ul>
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の発起により建設された施設</li> <li>・建設費の1割を自治会が負担し、土地も自治会が所有</li> <li>・芳洲先生出身の自治会</li> </ul>
(3) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍での感染拡大防止</li> <li>・コロナによる社会活動の縮小期での利用促進</li> <li>・建物の経年劣化に対する積極的な修繕</li> </ul>

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芳洲先生に関する専門的知識の習得と資料展示、来庵者への説明</li> <li>・小中学校、女性会、老人会、福祉サロンなど市民の利用促進</li> <li>・人権研修による県民、県外からの利用促進</li> <li>・インターネットによる情報提供</li> <li>・自治会まちづくり、イベントの紹介による利用促進</li> </ul>
--	---

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会員による清掃ボランティア</li> <li>・自治会員による抹茶接待、郷土芸能の披露</li> <li>・対馬との35年余りの交流の絆を活かした資料収集</li> <li>・芳洲会との役割分担を図った連携活動</li> </ul>
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工夫を重ねたメディアへの情報提供</li> <li>・365号に新たな誘致看板の設置</li> <li>・長浜市郷土資料館の他の施設との協働による広報活動</li> <li>・湖北の魅力や自治会イベントの情報発信</li> </ul>

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付での来庵目的の聞き取り</li> <li>・縁側でのお茶を提供しながらのニーズの把握</li> </ul>
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の経験はなく、常に誠信の心で対応</li> <li>・苦情があれば、即刻対応するとともに、管理運営委員会で協議</li> </ul>
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体は駐車場で迎え、街並みを説明後に入庵していただく</li> <li>・個人には初対面の中でニーズの把握に努める</li> <li>・団体には予約時に、団体の特徴やニーズを把握し、説明に活かす</li> </ul>

#### 5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃や除草は自治会員のボランティアの協力を得る</li> <li>・膨大な落葉は圃場の有機肥料、土壌改良剤として有価利用</li> <li>・空調設備は稼働温度を設定</li> </ul>
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料館条例を参考に検討を行い、結果的に同額</li> <li>・展示資料、お茶の接待、時間制限のない説明等から判断</li> <li>・同条例の他の施設とのバランスからも適切</li> </ul>
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に「維持管理業務仕様一覧」に基づきます</li> <li>・清掃は職員が毎日、老人会で月1回、自治会員で年2回実施</li> <li>・観光トイレは自治会員で隔日実施</li> <li>・閉館時の警備は警備会社に委託</li> <li>・自警団による台風備え、夏と正月前の夜警、降雪時の見回り</li> </ul>

#### 6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する法律、市の個人情報保護条例に基づく</li> <li>・紙の個人情報は、鍵付きロッカーに保管し、シュレッダー処分</li> <li>・デジタル情報はパスワードで管理</li> </ul>
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節電</li> <li>・ゴミの分別とリサイクル</li> <li>・敷地内は完全禁煙</li> </ul>
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保を最優先</li> <li>・ケガに対しては応急措置と開業医の指導を受ける</li> <li>・危機管理マニュアルの設定</li> <li>・AEDの設置と消防本部の指導による使用訓練の実施</li> </ul>

## 7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会の若者の参画</li><li>・女性の参加と高齢者による郷土芸能によるおもてなし</li><li>・郷土資料館との連携</li><li>・県内の朝鮮通信使ゆかりのまちとの連携</li><li>・芳洲庵と自治会との関りを継続</li><li>・「湖北の村からアジアが見える」は芳洲庵の生命</li></ul>
---	---

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

○法令の遵守

地方自治法や施行令、資料館条例、同規則等の法令に照らし合わせた管理運営に努めるとともに、個人情報の保護に注意し、情報の公開を進めます。

○市の考え方に合わせた業務の遂行

市が定められている指定管理者の業務の範囲を守り、仕様書等に示されている「公の施設であることを念頭に公平な管理運営」を行います。

○芳洲先生の顕彰

長浜市郷土資料館として、芳洲先生や朝鮮通信使に関わる歴史や文化等の資料についての収集は、長年交流のある対馬や朝鮮通信使ゆかりのまちに遺る新たな資料の発掘に努め、レプリカの展示公開をして庵の活性化を図ります。また「世界の記憶」に登録された芳洲資料が手に取って見られるようレプリカの展示を考えます。

定期的な講演会や講話、塾、ビデオ鑑賞会などにより、芳洲先生の顕彰を進めていきます。また、紙芝居や絵本、かるた、すごろく等により子どもから高齢者まで芳洲先生を知っていただけるようにしていきます。

○風格のある建物と庭で

木造書院風の建物と緑の庭園の美しい施設を自治会住民のボランティアによる清掃や資料の収集・展示の充実、サービスの向上によりさらに風格のあるものにして、長浜市が世界に誇る国際人雨森芳洲先生を、さらに光らせていきます。

○市民のために

これまではあまり親しみがなかった市民にも、施設の狭いスペースに合わせた自治会単位の老人クラブや女性会、福祉サロン等の利用を広めたり、教科書にも登場する郷土の先人を芳洲庵で学んでいただくよう学校に呼びかけたり、各種団体の利用、韓国の青少年と市内の高校生との交流など、美しい建物での特別な時間を過ごしていただくように努めます。

○展示の充実

展示については、展示スペースが広くない中で、初めての人や知識のある人にどのような展示がいいのか、市の指導を受けながら、これまでの経験を参考にして充実し

ていきます。

また、芳洲先生については、儒学者とか思想家という親しみにくい存在であり、アジアの隣国との関係がギクシャクしていることなどにより、親しみが持てない市民もあることから、親近感を持っていただくため、温かみのある手作り創作物による展示などにより、市民に訪れていただきやすくなる環境を作ります。

市民に向けての講座等の開催は、講話が大変好評だった前館長を講師にして、長年の経験に基づいた分かりやすい講座の開催を行います。

#### ○国際化と国際交流・人権研修

東アジア交流ハウスとして、江戸時代の国際人芳洲先生を手本に、市民ハンゲル講座の開催や、韓国を訪れた人の講話会、韓国から来た人とのお話会などにより国際感覚の醸成や、韓国高校生と市内の高校生との交流会、広く市民のホストファミリーの募集等により、市民の国際化や国際感覚の醸成を図ります。さらに、これまでから多かった大阪や京都、名古屋からの人権研修団体の学習の場としても特性を発揮していきます。

#### ○文化・教養の向上

快適な村の景観の中に佇む美しい建物と庭は、訪れる人に日常と違った風情を感じていただいています。この環境を活かして広く市民に呼びかけ、園遊会の開催やコンサート、お茶会、ひな祭など文化事業を展開して親しめる施設にしていきます。

#### ○心休まる快適な環境ともてなし

また、施設の維持管理については、建設時から続けてきた自治会員によるボランティアにより、これまでどおりの良好な状態を守り育てていきます。

きれいに掃除された館内には山野草が活けられ、濡れ縁からお茶を飲みながら見ていただく庭は落葉もなく整然と掃き清められた中で、静かに緑の木々をご覧くださいよう努めます。

#### ○これまでも これからも

長浜市の村々で昔から人々が守り伝えてきた「観音文化」と同じように、大正時代から村の人々が守ってきた芳洲先生と、自治会が行政とともに「芳洲まちづくり」の拠点として38年間守ってきた芳洲庵を、市民協働の一つのモデルとしてさらに向上させ、北部地域の活性化及び市の発展に尽していきます。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

本施設は、昭和59年に雨森自治会の発起により、県や町とともに自治会が800万円を負担し、自治会名義の土地に建設されたものです。その後も町から委託を受け管理運営に努め、町や長浜市の施設になっても、雨森自治会員が歴代の館長を務め、自治会名義の広場を芳洲庵駐車場として使用いただき、芳洲庵への観光客用トイレの自治会員全員の当番清掃、自治会員が芳洲庵の落葉掃除や草取り、入館者へのお茶や郷土芸能のおもてなし、ホームステイの国際交流等のボランティア活動の協力によって38年間支えてきました。

美しい施設と調和する魅力ある村づくりも進め、鯉が泳ぎ水車が回る花飾りの景観は「湖国百景」に選ばれ、芳洲庵を核とする様々なコミュニティ活動は数々の全国表彰に輝きました。芳洲庵での韓国の青少年との交流は「日韓草の根交流高円宮賞」を受賞し、「芳洲まちづくり」として高い評価を受けてきました。

これらは今でも長浜市のイメージアップに繋がっています。

こうしたこれまでの芳洲庵と一体となった長い活動の実績を、ユネスコの「世界の記憶」登録を機に、芳洲先生に関する資料の収集、保存、公開を進め、「相手のことを知り、まごころの交わり」の精神に基づく交流事業の展開など芳洲先生の顕彰活動を広く市民とともに推進し、芳洲庵の設置目的である「市民の国際感覚の醸成、国際交流の推進、及び文化教養の向上」につなげていくために指定管理者の申請をするものです。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

ア) 新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大して3年近くなるが、いまだに収束が見えていない状況である。経済と社会を回すため、国はゼロコロナからウィズコロナへ舵をきった。

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の社会の中で、長浜市各施設における感染拡大防止ガイドラインと長浜市イベント開催の留意点に従い、芳洲庵では「感染させない感染しない」ように、夏季も冬季も入館者の了解を得て、ガラス障子はフルオープンしたうえで空調機を稼働させるなどの、より踏み込んだ対応をとり、また日々職員の健康管理を記録する等の対応を継続していきます。

イ) 社会の活動萎縮への対応

コロナ以前は来庵者の半数が団体客であったが、コロナ禍により団体はほぼゼロに落ち込んでいます。家族や友人などの数人での来庵もほぼ半数になり、全体として3割程度にまで減少しています。国の施策は経済と社会を回すために、

再び全国的な旅行支援が始まりますが、憂慮されるのは、これまでの慣例や習慣、広く文化などにより団体で行動していた人たちが、コロナ禍で冠婚葬祭が縮小したように、文化の変化として観光や旅行が廃れてしまい、団体の観光客数が元に戻らないのではないかという事です。芳洲庵だけの問題ではありませんが憂慮されます。社会や文化の変化を注視しながら、来庵者の呼び込み策としての対応策を検討していきます。

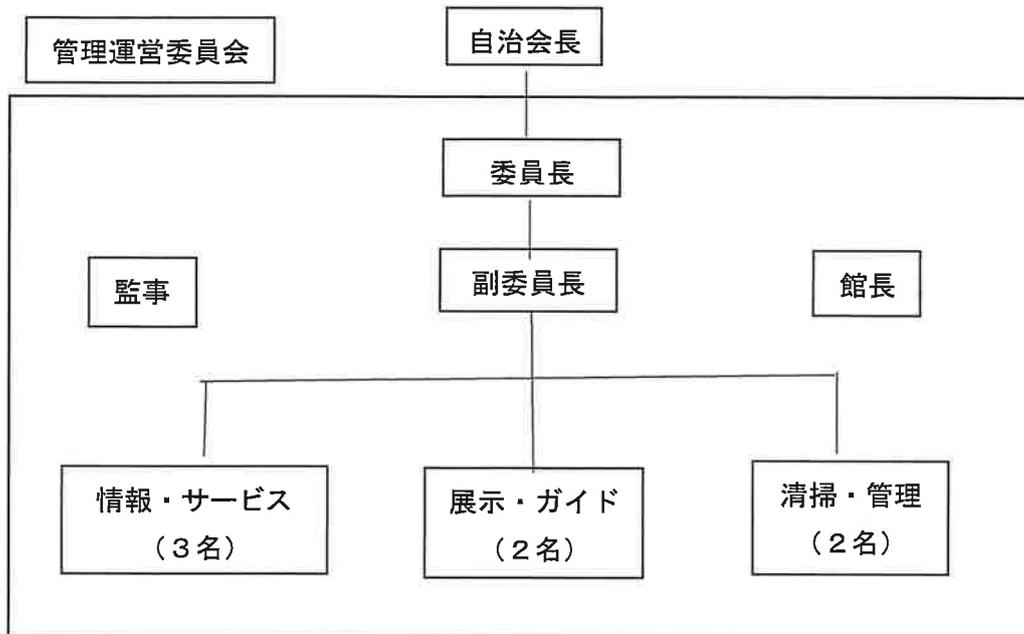
ウ) 木造建築芳洲庵の経年劣化対応

芳洲庵は建築後38年を経過した木造建築物です。既に経年劣化が見られる箇所もあり、積極的な維持修繕を行うことにより独特の美観を守っていきます。劣化は現状に留まらず、ますます進んでいくことと思われることから、必要な時には市と協働して保守・修繕を行い、芳洲庵を未来に引き継ぎ、芳洲先生の顕彰活動が継続できるように努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。



- ・ 監事の内、1名は自治会員以外とする。
- ・ 委員の内、1名は自治会員以外とする。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
館長	総括・・・	資格は特になし	常勤	8:30-16:30
館長代理	総括補助		非常勤	8:30-16:30
清掃員	建物、庭、トイレ清掃		非常勤	不定

(職員の採用計画)

- ・ 新たな役職を設ける計画はない。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

雨森芳洲先生の精神と朝鮮通信使の学習や、ふるさとを愛する人材の育成は「芳洲読書会」や「芳洲かるた」「紙芝居」「夏休みふるさと塾」の開催や小学校6年間の芳洲ミュージカル等を通して、小学生のころから人材育成を繰り返し行っています。

こうして育った世代が顕彰活動に加わる年代になってきました。この人たちに運営委員会に入ってもらって次の時代を引き継いでもらえるようにしていきます。長年のまちづくり活動が実り、一度雨森を離れた若者が家族でふるさとへ帰る現象が

続き、長浜市の中でも子どもの増加率は農村部でトップクラスとなってきました。  
「芳洲まちづくり」の大きな成果です。

職員や管理運営委員会、おもてなしボランティアの研修を定期的に行い、幅広く層の厚い人材で管理運営ができるよう質の向上に努めます。

・人材育成（小学生と保護者）

お茶会 読書会 芳洲かるた会 芳洲ひなまつり 紙芝居 夏休みふるさと塾

・研修

芳洲読書会 ビデオ鑑賞会 講話会 朝鮮通信使の地訪問

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

○雨森芳洲に関する専門的知識と資料館の展示、市民や来館者への説明

- ・芳洲先生についての知識と展示については、市の指導のもと前館長に運営委員として専門的知識や展示のアドバイスを受けていきます。
- ・団体客は、説明や講話を望まれますので、芳洲先生のこと、朝鮮通信使のこと、日朝・日韓の歴史、人権、まちづくり、などの内容を分かりやすく、それも楽しく話すことが大切で、客層に合わせた話方等前館長が笑いと感動を与えてきたのを参考にして講座の開催や市民・来館者へ説明をしていきます。

○市民の利用促進については

- ・小・中学校に呼びかけ見学、学習会や出前授業を広め、毎年度数校ずつ増やしていきます。
- ・女性会、老人クラブ、福祉サロンなどのグループに呼びかけ、美しい庭園や楽しい講和を通し利用促進に努めます。
- ・研修室は広くありませんが、その分20～30人程度の講和会など芳洲先生の塾の開催、話し合い会を開催します。
- ・対馬にある雨森芳洲の関係資料や対馬の現在の写真などのレプリカを作成し、新しい展示、公開講演会、学習会により、関心の高い人のリピーターを増やします。

○県民、県外からの利用促進

- ・これまで大阪や京都、中京方面や県内の市町からの入館者が多かったまちづくり

視察や人権研修での利用をさらに促進するため、情報の公開、誘致を進め利用者の増加をめざします。

・観光客の施設利用

観光ルートの中に渡岸寺—芳洲庵—石道寺・鶏足寺として入れていただくよう働きかける他、巨木めぐり、ウォーキンググループも立ち寄って休憩する中で雨森芳洲先生について理解を広めてもらえるように工夫し、利用者の増加を目指します。

・朝鮮通信使が記憶遺産になり、県内ゆかりの近江八幡、彦根の地とともに本施設を訪れる人の増加が見込まれることから、関係施設へ本施設のパンフレットの配置などを行い、利用者の増加を目指します。

・朝鮮通信使の通った「朝鮮人街道」をめぐるバスツアーの最終地に芳洲庵を組み込むコースの提言を各方面に働きかけます。

○韓国の青少年の利用

・これまでから毎年のように訪れてくれた韓国の高校生とは、地元の人々や広く市民のホストファミリー等、心温まる交流により感動を共有しながら続けてきました。「世界の記憶」により釜山あたりからの訪問が増加するように呼びかけ、年間5団体ほどが来てくれるように努めます。コロナ以前は韓国高校生の修学旅行で230人が訪れたことがありました。このような企画を韓国の旅行社に提案します。

○多様な利用促進

・これまで地元自治会は、建設の発起者として芳洲先生だけでは入館者が限られることから、まちづくりや美しい景観等により入館者の確保、増加をめざしてきて一定の成果をあげてきました。

今後もこのような活動によらなければ利用促進は難しいことも考えられることからあらゆる活動を利用促進に繋げていきます。

○インターネットによる情報提供

・芳洲庵のHPを開設し、芳洲先生の紹介や芳洲庵での展示やイベントを紹介したところ検索結果では上位に位置付けられるようになり、HPを見ながらの問い合わせも増えてきました。もともと、PCを想定しての構図であったことから、スマホでも見やすい構図を追加するとともに、SNSでの情報発信も試みていきます。

**【達成目標】**

年度	利用者数	積算根拠
令和5年度	985	コロナ禍で利用者数が大きく減少した状況でのスタートとなるが、初年度はコロナ以前と令和3年度との平均値までの回復を目標とし、以後は対前年度5%アップを目標に利用者数の増加を目指します。
令和6年度	1,034	
令和7年度	1,085	
令和8年度	1,139	
令和9年度	1,195	

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

これまでの芳洲庵は地域あつての施設というところがあって、落葉や草取りの清掃活動、来客をもてなすお抹茶の接待、郷土芸能の披露、ホームステイの国際交流などにより、美しい施設の中で心安らく時間を過ごしていただきました。このことは雨森自治会ならでのことで、さらに継続していきます。さらに広く市民のみなさんが文化やホームステイによる発表や交流に参加していただくよう呼びかけます。

芳洲先生の資料は対馬にしか遺されていないと思われることから、35年余も交流のある絆を活かして収集を進めます。

芳洲会については、長年にわたり芳洲著書の発刊など地道な活動を続けられてきました。大きい施設での講演会の開催などの顕彰活動を行っていただく等芳洲庵と両輪になって、役割分担をして連携を図っていきたいと考えます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

これまでメディアを通して広く県民にPRされてきたのを受継ぎ、季節感、ユニークさを出しながら住民参加や小学生の参加でメディアに取り上げてもらえるような工夫を重ねて常に広報活動を展開していきます。また、案内看板がないため国道365号からも施設のことが分からないことから、通行する車を誘致できる看板を設置します。

ホームページやSNSを利用して芳洲先生や朝鮮通信使、庵でのイベント、長浜市郷土資料館の他の施設の紹介等により複合的な利用者の誘致を図ります。また季節ごとの湖北の魅力と自治会のイベント情報も発信し観光客の庵への訪問を促します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

入館者には、入館時に目的などを伺って、目的に沿った対応で満足度の高い対応をこころがけます。

入館者利用アンケート調査による他、庭の見える縁側で入館者にお茶を出しながら話しかけ、会話の中からニーズの把握を行います。

遠方からわざわざここをお目当てにお越しいただいた方は、地元の人との会話を喜ばれることから、小さくてもふれあいのひとときによって訪ねて来ていただいた印象がまったく違うことになるため、ニーズの把握と同時に好感を持っていただけるようにします。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

これまでは「感動した」「来てよかった」という声が圧倒的に多く、苦情はありませんでした。これからも芳洲先生の「誠信」の心で接していきます。

苦情があれば即刻対応するとともに、改善策を運営委員会で協議して処置します。

集落内の道が分かりにくいと思われることから、苦情のないように案内標識の整備を行います。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

団体客については、職員が駐車場まで迎えに出かけ、庵までの美しい町並みを案内することにより、芳洲庵のイメージを高めてから入館いただくようにします。

個人の来館者には、入館時に「どのようなことを目的に来られたのか、説明をお望みか、ビデオを見られるか、説明時間は如何ほどか等をお聞きし、望まれる対応をして満足度を高めるようにします。

団体客については、予約時に目的や要望を把握しますが、要望は①芳洲先生のこと②まちづくりのこと③人権研修など、についての講話や説明を求められることが多いことから、それぞれのニーズに応じた幅広い説明や講話を行い、その中で芳洲先生のことを理解してもらえるようにしていきます。

館内では、1年を通じて野草の生け花を飾ることにより清新な雰囲気醸し出し、村人の手作り品を展示する中、お茶とお話のサービスにより温もりのある施設の維持・向上に努めます。

韓国からの多くの訪問者が、小さな村に立つハングル文字の看板を目にして感激されます。これからも気の利いた案内板の設置を心がけ、親しみを持って入館していただきます

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

小さな施設で経費削減はこれまでから努力されてきたと思いますが、施設の管理の中で、多人数による清掃、除草などはボランティアで済ませます。電灯、水道は無駄なものははぶき節減を図ります。芳洲庵は大木が多く、落葉の量が極めて多いことから、これを有機肥料、土質改良剤として利用するため、自治会員所有の田んぼにすき込み、処分費用の経費節減と環境負荷の低減を継続していきます。

節電については、庵では屋内、外縁、庭園を一体として心和む空間を提供していることから、施設は基本的に全てオープンとしています。この環境を大切にしながら、空調機器の使用については、団体客の来館時間を中心に、夏季、冬季とも稼働温度を設定し節電に努めます。照明については、引き続きLED化を進め消費電力の節減に努めます。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分	単位	条例 料金		設定利用料金	
		個人	団体	個人	団体
入館料	一般	300 円	250 円	300 円	250 円
	児童・生徒	150 円	130 円	150 円	130 円

(利用料金の設定根拠)

郷土資料館条例の利用料金を参考に、展示資料や庭園を眺めてのお茶でのおもてなし、時間に制限を設けない説明などから適切な料金と考えます。また、郷土資料館条例の他の施設とのバランスからも適切と考えます。

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

清掃・保守点検については、基本的に市提示の「東アジア交流ハウス雨森芳洲庵維持管理業務仕様一覧」に基づき実施します。

大きな木が多い中、広い庭の清掃は大変ですが、観賞に堪えるよう職員が落葉清掃と草引きを毎日欠かさず行い、月1回は老人クラブのボランティア清掃、年2回は自治会員の大掃除で美しい庭の管理に努め、経費の節減を図ります。バスの駐車場近くにある芳洲庵来訪者用の観光トイレは自治会員が当番を決め、隔日の清掃を行っていきます。

閉館時の警備は警備保障会社に委託します。これまでから、地元の自警団等が台風時の倒壊防止支柱建てや、夏の1ヶ月と正月前の夜警、降雪時の雪害の見回りも行ってきましたが、今後も住民一体の維持管理を続けていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律」および「長浜市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理に努めます。芳洲庵の利用についての必要な情報のみを収集し、利用目的以外には使用しません。コロナ感染対策として得た紙ベースの来庵者個人情報は鍵の掛かるロッカーに保管し、1ヵ月でシュレッダー処分します。デジタル情報はパスワードを設定し厳重管理します。

館長を管理責任者として、守秘義務についても研修などを通じ、職員に周知徹底します

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

可能な限り電灯は消灯するなど、節電に努めます。

ゴミの分別を徹底するとともに、リサイクルなどにより排出ゴミの削減を図ります。

敷地内は禁煙とし、喫煙は敷地外の所定の場所とします。

玄関先や周囲に花壺や花壇を配置し、四季の花を咲かせ、美しい環境をつくります。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

利用者の安全確保を最優先とし、けが等に対しては必要な応急措置を行い、自治会内の開業医師の指導を受けるとともに、速やかに市に通報します。

火災、自然災害等が発生した場合は、市防災機器管理局の指導に従うとともに危機管理マニュアルにより、適切な対応を図ります。

庵にはAEDを設置するとともに、職員の危機管理能力を高めるために、消防本部による使用訓練を行うなど研修や訓練を通じ、不測の事態に備えます。

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

ありません。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

### ○村の若者の参画

これまで38年間にわたり芳洲庵を中心に、まちづくりの中で後継者の育成をめざしてきました。まちづくりの中で育ってきた、いわば「まちづくり世代」と呼ぶ人たちが、運動会の主役になり、消防のポンプ操法県大会で好成績をあげるなど、村を誇りにして成長してきました。

この指定管理にあたって、これからの芳洲先生の顕彰活動を受け継いでもらえる30歳代の人たちに、運営委員をはじめボランティアとして管理運営に携わってもらえるようにします。

### ○女性の参加と高齢者の郷土芸能によるおもてなし

芳洲庵を訪れる個人の人々に、気楽にお話しをする語り部女性を何人が当番で出してもらい、活躍の場をつくります。琴や「しゃぎり」の演奏など女性や高齢者による郷土芸能で韓国の人たちを迎えるようにしてきましたが、これからも続けていきます。

### ○郷土資料館の連携

これまでは長浜市郷土資料館の施設が集まって、情報交換の場が少なかったのではないかとと思われることから、連携してそれぞれの施設の管理運営を進めることが必要と思われます。

### ○県内の朝鮮通信使ゆかりの街との連携

県内には朝鮮通信使が通ったことに由来する「朝鮮人街道」という歴史街道があることから、近江八幡市や彦根市、ゆかりの寺院などと情報交換や連携が図れるようにしていきます。

### ○市民モニターを設置

芳洲庵が広く市民の物として管理運営されているかを一般市民の意見をきくモニター制度を導入して、広範囲の意見を聞き、効果的な管理運営に努めます。

### ○管理運営の自由性

指定管理者になれば、これまで以上に住民ボランティアにより、清掃、接待、サービス、交流などができやすくなる面があり、この利点を活かして管理・運営に努めていきます。

#### ○対馬の資料展示

芳洲先生の資料などは対馬にしかほとんどなくそのレプリカの収集については、これまで35余年前から緊密な友情で結ばれ、こちらから資料や展示物を作成して贈呈してきた経緯も豊富で、今後は対馬の友人である朝鮮通信使縁地連絡協議会の理事長を通して対馬の資料の収集に努め、新たな展示を目指します。

#### ○ユネスコ資料

「世界記憶」関連の展示については、施設では実物の展示ができていないため、芳洲先生関係のレプリカを手にとって鑑賞できるようにして親しめる「世界の記憶」にしていきます。

#### ○芳洲まちづくり さらに

雨森芳洲庵は建設から今日に至るまで地元の自治会が深く関わってきたものであり、市の施設が単に存在しているだけでなく、景観も、もてなしも地元と一体となってまちづくりの中で輝いてきたことが、数々の全国表彰を受け、全国から行政視察やまちづくり観光のモデルとして、35年余りも続いてきたものなのです。さらに韓国からの青少年訪問も地元の人たちの熱意で継続され、日韓草の根交流「高円宮賞」の第1回、日韓4団体の一つとして受賞するなど特筆すべきものでした。

35年余りの間には時代の変化の中でまちづくりブームや日韓の関係にも幾度も波が有りましたが、変わることなく地元自治会は市の施設を守り育てることへの協力を続け、今日があるものと思います。そのことは朝鮮通信使ゆかりのまちの人々が称賛することなのです。

#### ○観音文化とともに

このことを、これからも引き続け、地元が熱心に関わってきたことが芳洲庵の温もりと輝きとなるものと信じています。そのことは村々の観音様を村人の努力によって守ってきた長浜市の観音文化と相通じるものであり、長浜市の宝となると思います。

「湖北の村からアジアが見える」のキャッチフレーズこそ芳洲庵の生命であると思われれます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 様式第3号

## 収支計画書(総括表)【審査基準:条例第4条第3号及び4号】

(単位:千円)

## 1 収入

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	5192	5192	5192	5192	5192	25960
利用料金収入	451	473	496	521	546	2487
その他の収入	0	0	0	0	0	0
小計(指定管理業務)	5643	5665	5688	5713	5738	28447
自主事業収入	7	7	7	7	7	35
合計	5650	5672	5695	5720	5745	28482

## 2 支出

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
人件費	3,482	3,482	3,482	3,482	3,482	17410
維持管理費	1,911	1,883	2,006	1,931	1,956	9687
修繕費	250	300	200	300	300	1350
その他の支出	0	0	0	0	0	0
小計(指定管理業務)	5643	5665	5688	5713	5738	28447
自主事業費	7	7	7	7	7	35
合計	5650	5672	5695	5720	5745	28482

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
----	---------------------------

1 収入

(単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,192	
利用料金収入	451	コロナ以前と前年度との中間値を目標
その他		
.....		
.....		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,643	
自主事業収入	7	
合計	5,650	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,482	
維持管理費	旅費	2 市役所協議 4回
	消耗品費	150 事務用品他
	印刷製本費	45 チケット、パンフレット
	図書購入費	20 芳洲先生、朝鮮通信使関係図書
	光熱水費	285 電気249、水道20、下水16 電気は高騰を考慮
	通信運搬費	98 ネット通信75、NHK受信料14、HPサーバー料7、切手2
	手数料	1 振込手数料
	保険料	102 火災保険(芳洲庵、観光トイレ)100、損害賠償保険2
	警備費	92 機械警備
	委託料	391 消防41・建築設備点検150、HP更新30、剪定70、P場除雪
	使用料・賃借料	206 AED49、コピー機145、ダスキン11
	備品購入費	225 パソコン、電動チェーンソー
	公課費	94 国、県、長浜市
	管理清掃費	200 観光トイレ管理清掃
計	1,911	
修繕費	250 シロアリ被害箇所修繕	
その他		
××事業		
.....		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,643	
自主事業費	7	
合計	5,650	

注 事業年度ごとに記入ください。

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和6年度(令6年4月1日～令和7年3月31日)
----	--------------------------

1 収入

(単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,192	
利用料金収入	473	対前年度5%アップ
その他		
****		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,665	
自主事業収入	7	
合計	5,672	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,482	
維持管理費	旅費	2 市役所協議 4回
	消耗品費	150 事務用品他
	印刷製本費	45 チケット、パンフレット
	図書購入費	20 芳洲先生、朝鮮通信使関係図書
	光熱水費	285 電気249、水道20、下水16 電気は高騰を考慮
	通信運搬費	98 ネット通信75、NHK受信料14、HPサーバー料7、切手2
	手数料	1 振込手数料
	保険料	102 火災保険(芳洲庵、観光トイレ)100、損害賠償保険2
	警備費	92 機械警備
	委託料	391 消防41・建築設備点検150、HP更新30、剪定70、P場除雪
	使用料・賃借料	206 AED49、コピー機145、ダスキン11
	備品購入費	197 一眼レフカメラ
	公課費	94 国、県、長浜市
	管理清掃費	200 観光トイレ管理清掃
計	1,883	
修繕費	300	庇腐朽箇所修繕
その他		
××事業		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,665	
自主事業費	7	
合計	5,672	

注 事業年度ごとに記入ください。

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)
----	---------------------------

1 収入

(単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,192	
利用料金収入	496	対前年度5%アップ
その他		
****		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,688	
自主事業収入	7	
合計	5,695	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,482	
維持管理費	旅費	2 市役所協議 4回
	消耗品費	150 事務用品他
	印刷製本費	45 チケット、パンフレット
	図書購入費	20 芳洲先生、朝鮮通信使関係図書
	光熱水費	285 電気249、水道20、下水16 電気は高騰を考慮
	通信運搬費	98 ネット通信75、NHK受信料14、HPサーバー料7、切手2
	手数料	1 振込手数料
	保険料	102 火災保険(芳洲庵、観光トイレ)、損害賠償保険
	警備費	92 機械警備
	委託料	641 消防・建築物250・建築設備点検、HP更新、剪定、P場除雪
	使用料・賃借料	206 AED49、コピー機145、ダスキン11
	備品購入費	70 電動プロアー70
	公課費	94 国、県、長浜市
	管理清掃費	200 観光トイレ管理清掃
計	2,006	
修繕費	200	襖張り替え、事務室漆喰修繕、畳張替え
その他		
××事業		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,688	
自主事業費	7	
合計	5,695	

注 事業年度ごとに記入ください。

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)
----	---------------------------

1 収入

(単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,192	
利用料金収入	521	対前年度5%アップ
その他		
****		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,713	
自主事業収入	7	
合計	5,720	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,482	
維持管理費	旅費	2 市役所協議 4回
	消耗品費	150 事務用品他
	印刷製本費	45 チケット、パンフレット
	図書購入費	20 芳洲先生、朝鮮通信使関係図書
	光熱水費	285 電気249、水道20、下水16 電気は高騰を考慮
	通信運搬費	98 ネット通信75、NHK受信料14、HPサーバー料7、切手2
	手数料	2 振込手数料
	保険料	102 火災保険(芳洲庵、観光トイレ)、損害賠償保険
	警備費	92 機械警備
	委託料	391 消防41・建築設備点検150、HP更新30、剪定70、P場除雪50
	使用料・賃借料	206 AED49、コピー機145、ダスキン11
	備品購入費	244 座椅子、スライドプロジェクター
	公課費	94 国、県、長浜市
	管理清掃費	200 観光トイレ管理清掃
計	1,931	
修繕費	300	畳張替え
その他		
××事業		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,713	
自主事業費	7	
合計	5,720	

注 事業年度ごとに記入ください。

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)
----	----------------------------

1 収入

(単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,192	
利用料金収入	546	対前年度5%アップ
その他		
****		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,738	
自主事業収入	7	
合計	5,745	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	3,482	
維持管理費	旅費	2 市役所協議 4回
	消耗品費	150 事務用品他
	印刷製本費	45 チケット、パンフレット
	図書購入費	20 芳洲先生、朝鮮通信使関係図書
	光熱水費	285 電気249、水道20、下水16 電気は高騰を考慮
	通信運搬費	98 ネット通信75、NHK受信料14、HPサーバー料7、切手2
	手数料	1 振込手数料
	保険料	102 火災保険(芳洲庵、観光トイレ)100、損害賠償保険2
	警備費	92 機械警備
	委託料	391 消防41・建築設備点検150、HP更新30、剪定70、P場除雪50
	使用料・賃借料	206 AED49、コピー機145、ダスキン11
	備品購入費	270 音響設備200、防犯カメラ70
	公課費	94 国、県、長浜市
	管理清掃費	200 観光トイレ管理清掃
計	1,956	
修繕費	300	瓦修繕
その他		
××事業		
****		
計	0	
小計(指定管理業務)	5,738	
自主事業費	7	
合計	5,745	

注 事業年度ごとに記入ください。